人事労務に役立つ情報をお届けします！

キラリス NEWS

Vol.161

2022 11

発行

社会保険労務士法人　キラリス
〒650-0012　兵庫県神戸市中央区北長狭通5-1-21福建会館ビル3階
電話:078-367-5233　FAX:078-367-5234
e-mail:info@kiraris.or.jp　ホームページ:https://kiraris.or.jp

◆ 求人等に関する情報の的確な表示 ◆

令和4年10月1日施行の改正職業安定法では、求職者が安心して求職活動をできる環境の整備を目的として、求人企業に対して、「求人情報」や「自社に関する情報」の的確な表示が義務付けられます。
・虚偽の表示・誤解を生じさせる表示はしてはなりません。
・求人情報を正確・最新の内容に保つ措置を講じなければなりません。

1. 虚偽の表示の禁止

「実際に募集を行う企業と別の企業の名前で求人を掲載する」「『正社員』と謳いながら、実際には『アルバイト・パート』の求人であった」「実際の賃金よりも高額な賃金の求人を掲載する」ような場合は、虚偽の表示に該当する場合があります。

2. 誤解を生じさせる表示をしないための注意点

虚偽の表示ではなくとも、一般的・客観的に誤解を生じさせるような表示は、「誤解を生じさせる表示」に該当します。例えば求人票において以下のような点に注意します。
・「業務内容」の職種や業種について、実際の業務の内容と著しく乖離する名称（例：契約社員の募集を「試用期間中は契約社員」など、正社員の募集であるかのように表示する）を用いてはなりません。
・「賃金」について、「固定残業代の基礎となる労働時間数等を明示せず基本給に含めて表示する」「モデル収入例を必ず支払われる基本給のように表示する」などしてはなりません。

3. 正確かつ最新の内容に保つ措置

以下の措置を講じるなど、求人情報を正確・最新の内容に保たなければなりません。
・募集を終了・内容変更したら、速やかに募集に関する情報の提供を終了・内容を変更する。
（例：自社の採用ウェブサイト等を速やかに更新する）
・求人メディア等の募集情報等提供事業者を活用している場合は、募集の終了や内容変更を反映するよう速やかに依頼する。
・いつの時点の求人情報か明らかにする。（例：募集を開始した時点、内容を変更した時点等）
・求人メディア等の募集情報等提供事業者から、求人情報の訂正・変更を依頼された場合には、速やかに対応する。

4. 自社に関する情報

自社に関する情報についても、「上場企業でないにも関わらず、上場企業であると表示する」「実際の業種と異なる業種を記載する」ような表示をしないようにする必要があります。

★スタッフ一言★
改正を知らずに違反した場合には罰則の対象となってしまうので、求人を出す際は改正のポイントを十分に理解しておく必要があります。

◆ 注目のNEWS ◆

精神障害に関する労災認定基準の見直しの検討

厚労省は、精神障害に関する労災認定請求の大幅増加を受けて、認定基準の見直しに向けた検討を進めています。認定基準全般を検証し、より迅速・的確に心理的負荷を評価できるようにするのが狙いです。

厚労省は、見直しに向けて議論している有識者検討会に対し、業務による心理的負荷につながる具体的出来事を記載した「評価表」の見直し案（たたき台）を提示しました。現行の評価表において、上司とのトラブルや、同僚等からの暴行または（ひどい）いじめ・嫌がらせなどを具体的出来事として示している「対人関係」に関する項目として、カスタマーハラスメントを追加するとしました。カスハラに関する具体的な項目として、「顧客や取引先、施設利用者等から（著しい）迷惑行為を受けた」を盛り込むようです。

また、最近の職場環境の変化を踏まえ、「感染症等の病気や事故の危険性が高い業務への従事」も具体的出来事に追加する考えのようです。

最低賃金22道県、目安額超

2022年度の最低賃金の引き上げ額が8月23日、全都道府県で出そろいました。国が示した引き上げ額の目安を参考に都道府県ごとに地方審議会が額を決める仕組みで、47都道府県のうち22道県で目安を上回りました。改定額は10月以降、順次適用されていきます。

国は目安として地域ごとに30円または31円を示していましたが、目安超えは賃金水準が低い地域で相次ぎました。物価高に加え、隣接する地域や大都市圏への人口流出を止めるのが狙いです。岩手、鳥取、島根、高知、沖縄の5県が3円を上乗せし、山形、愛媛、熊本など8県が2円を上乗せました。

◆ 実務に役立つQ&A ◆

第三者行為に該当？　建設資材が原因で事故

Q

通勤途上、工事現場の付近を自転車で通りかかったとき、散乱していた資材に引っかかって転倒、負傷しました。通勤災害になる場合で、ケガの直接の原因は「物」ですが、これも第三者行為災害でしょうか？

A

労災保険給付の原因となった業務上または通勤災害が第三者の加害行為等によって発生した場合を「第三者行為災害」といいます。第三者行為災害が成立するためには、
①保険給付の原因となった災害が第三者の行為等によって生じたものであること、
②第三者が受給権者に対し損害賠償責任を負っていること、
の要件をいずれも満たす必要があります。

人の加害行為によって災害が発生した場合以外でも、土地の工作物等の設置または保存に瑕疵があり、その占有者または所有者が損害賠償責任を負う場合、および動物の加害によって災害が発生した場合でその占有者等が損害賠償責任を負う場合等も含まれます。

事故の実態にもよりますが、管轄の労働基準監督署で第三者行為災害の相談をすることをおすすめします。